

民生委員・児童委員広報啓発用パンフレット等作成業務 企画提案募集要領

下記のとおり企画提案を募集します。

記

1 業務概要

(1) 業務名

民生委員・児童委員広報啓発用パンフレット等作成業務

(2) 業務内容

「民生委員・児童委員広報啓発用パンフレット等作成業務 仕様書」のとおり

(3) 契約金額

2,925,000 円以内（消費税及び地方消費税含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日（火）まで

2 応募資格

以下の（１）～（７）のすべてに該当するものであることとする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 「令和 6 年・7 年度愛知県入札参加資格者名簿」の大分類「03. 役務の提供等」のうち、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」に登録されている者であること。

(3) 企画提案書の提出期限において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 企画提案書の提出期限において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

3 募集期間

2025 年 8 月 4 日（月）午前 9 時から 2025 年 8 月 12 日（火）午後 5 時まで

4 応募方法

(1) 提出書類

別紙「民生委員・児童委員広報啓発用パンフレット等作成業務 企画提案書等作成要領」に基づき、必要書類を提出すること。

(2) 提出期限

2025 年 8 月 12 日（火）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法

持参・郵送又は宅配便による。

※ 持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※ 郵送する場合、提出期限後に愛知県庁に到達したものは無効とする。

無効に関する異議申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面等により愛知県庁への到達時間が証明できる場合に限り、受け付けるものとする。

(4) 提出先

〒460-8501（住所記載不要）名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県福祉局福祉部地域福祉課福祉活動支援グループ

(5) 問合せ先

本業務に関して質問等がある場合は、2025年8月7日（木）までに電子メールで送信すること。質問等への回答は、質問者に電子メールにて送信する。

ア メール送信先：chiikifukushi@pref.aichi.lg.jp

イ メールの件名：民生委員・児童委員広報啓発用パンフレット等作成業務

(6) 注意事項

ア 企画提案は、1者につき1件とする。2件以上を提出した場合は、すべての提案について無効とする。

イ 応募資格を有しない者の応募や、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ウ 提出書類の作成及び提出に必要な経費は応募者の負担とする。また、提出書類はいかなる理由があっても返却しない。

エ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属する。

オ 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については、開示することとする。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえたうえで愛知県が判断する。

カ 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続きであり、業務の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。

キ 企画提案書提出後に辞退する際は、辞退理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

ク 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。

a 提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合

b 県職員又は企画選定に係る関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

5 契約条件

(1) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の

額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の 3 の各号に該当する場合は、全額免除とする。

(2) 委託方法

事業実施に当たっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された 1 者と業務仕様及び契約金額を委託契約限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結する。

(3) 支払方法

精算払いとする。

(4) その他

企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。なお、契約金額については提案内容を勘案して決定するため、経費見積書記載の見積金額と同額にならない場合がある。

6 審査方法

(1) 審査手順

別に設置する「民生委員・児童委員広報啓発用パンフレット等作成業務に係る企画提案選定委員会」において、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合わせには応じないこととする。

一次審査の選考通過者は 5 者とし、応募者全員に選考結果を書面で通知する。ただし、応募者が 5 者以下の場合は、一次審査は実施しない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）概要

ア 日程

2025 年 8 月 20 日（水）午後（予定）

- ・ 日程詳細は、二次審査参加者に通知いたします。
- ・ 1 者あたり 10 分程度のプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。

イ 場所（予定）

愛知県西庁舎 2 階 第 11 会議室

ウ 注意事項

- a 二次審査の詳細は、プレゼンテーション参加者の決定後に通知する。
- b プレゼンテーションの資料は、応募時の提出資料のみとする。
- c プレゼンテーションに参加しない者は、応募を辞退したものとみなす。
- d 審査結果は、プレゼンテーション参加者全員に対し、書面で通知する。

(3) 審査基準

① 企画内容

ア パンフレット・リーフレットの内容

- ・ 民生委員・児童委員制度について、分かりやすくかつ理解を深めることができる内容になっているか。
- ・ 民生委員・児童委員候補者の就任意欲を高め、不安を軽減する内容になっているか。

イ パンフレット・リーフレットのデザイン

- ・民生委員・児童委員候補者に加えて、若年層を含めた幅広い世代の読者が理解しやすいデザインとなっているか。

②全体評価

ア テーマに関する理解・知識

- ・委託事業の目的をよく理解した提案内容となっているか。

イ 事業遂行能力

- ・事業実施体制や過去の類似事業の受託実績等から、適切な事業の実施が期待できるか。
- ・企画の進め方や全体スケジュールは適切か。

③ 経費その他

ア 経費

- ・見積経費項目、金額は適切か。

イ 社会的価値の実現に資する取組

- ・別紙申告書のとおり。

7 スケジュール

令和7年8月4日（月）	公募開始
令和7年8月8日（金）	応募に関する問い合わせの締切
令和7年8月12日（火）	企画提案書提出期限（午後5時まで）
令和7年8月20日（水）	二次審査（プレゼンテーション審査）
令和7年8月21日（木）	委託契約締結（予定）
令和8年3月31日（火）	事業完了
令和8年5月下旬	委託料の支払